

書評と紹介

胡澎著／莊嚴訳

『戦時体制下日本の女性団体』



評者：米田 佐代子

はじめに

本書は、中国では必ずしも完備しているとは言えない膨大な日本語文献を、北京大学博士課程在籍中の日本留学を含めて収集し、丹念に読み込んだ論考である。2005年に中国で出版されてからすでに10数年経過しているが、その内容の独自性は今日の日本の学界においても十分示唆に富むものと言える。何よりも日本に侵略され多大な被害を受けた中国の歴史研究者が、加害国日本の女性たちの戦争協力をたんに告発するだけでなく、「なぜそうなったのか」を冷静に分析、国家による女性の戦争動員に至る過程を解明するとともに、「その克服の可能性」を探求する姿勢を貫いている点が特徴である。その提起に日本の女性史研究者として応答する責任を感じ、書評したいと考える。

本書の構成

本書は400頁を超え、目次だけでも数頁にのぼる大著である。全体は34頁にわたるまえがきと全六章及び終章で構成され、章と節は以下のとおりである。終章には小節のみが示されて

いるが、歴史の事実を踏まえつつ現代の女性運動が向かうべき方向を模索する著者の問題意識を知ることができるので、紹介した。

まえがき

第一章 昭和初期の女性団体（一九二六－一九三一）

第一節 昭和初期のファシズム思潮の氾濫

第二節 二十世紀初期の日本における女性解放思想と女性運動

第三節 満州事変までの女性団体

第二章 満州事変後の準戦時体制下の女性団体

第一節 「非常時」から準戦時体制へ

第二節 満州事変後における民間女性団体の「転向」の始まり

第三節 官製女性団体の出現

第三章 中国全面侵略戦争勃発後の女性団体（一九三七－一九四一）

第一節 戦時体制の確立

第二節 民間女性団体の「転向」

第三節 官製女性三団体の膨張

第四章 太平洋戦争期間中の女性団体の統合（一九四一－一九四五）

第一節 日本的ファシズム独裁体制の確立

第二節 戦時の女性政策とその実施

第三節 並立から統合に向かう女性団体

第五章 戦時官製女性団体の活動、特徴及び役割

第一節 官製女性団体の活動

第二節 官製女性団体の特徴

第三節 官製女性団体の役割

第六章 女性団体はなぜ戦時体制に奉仕したのか

第一節 体制面の要因

第二節 思想文化における要因

第三節 伝統的な要因

終章

一 世界的女性運動を背景とする日本の近代女性運動

二 近代日本における女性団体変容の規則性

三 民間女性団体の指導者の「転向」問題

四 戦争期間における日本女性の「被害」と「加害」の二重の役割

五 フェミニズムは民族、国家を超えて、反戦、平和の重要な力になりうるか

本書の内容

著者は「まえがき」で「二十一世紀の今日になっても、日本はいまだに戦争の影から解き放たれていない」（18頁）——つまり日本国家の侵略戦争への反省や戦争責任の追及が不徹底であり、むしろ逆行さえしている現実批判を通じて「東アジアないし世界の平和的発展の大局を維持する」（同頁）道を拓く視点から、これまで副次的に扱われてきた女性の戦争動員の歴史を明らかにすることの重要性を提起している。著者は「戦時期の女性は、個人としてではなく、さまざまな女性団体を通して戦時体制に巻き込まれた」（19頁）として、戦時下の女性団体の動向に焦点を据える。その団体は多様であり、国策協力を前提とする官製女性団体はもとより、女性の権利をもとめる市民的あるいは社会主義的団体、そして地域生活の場から主婦層を組織した隣組までを含む。そのうえで、「戦争とジェンダー」「国家とジェンダー」といった、ジェンダーの視点から歴史をとらえる問題提起を試みている（22頁）。

内容を概観したい。著者は「戦時」の範囲を1931年の満州事変から1945年の日本の降伏ま

でとしているが、第一章はその前史ともいえるべき1926年から1931年までの女性団体の動向と、さらにさかのぼって「二十世紀初期の女性解放思想と運動」も取り上げて、『青鞥』や「母性保護論争」をはじめ、平塚らいてうや与謝野晶子ら「新しい女」たちによる女性解放思想と運動に触れ、新婦人協会や婦選獲得同盟など市民的女性団体や無産婦人運動の潮流にも言及している。それは、日本の女性が近代以降、一方では「西欧ブルジョアジーの自由、民主、平等の進歩思想」の影響を受けて女性運動を起こした歴史を持ちながら、他方で「伝統的要素、近代天皇制、国家主義」が「女性の思想と行動様式を束縛し抑圧し……戦時体制を通じて日本の女性団体を支配」した結果、女性たちは戦時体制のもとに取り込まれていったとする著者の立場を示す視点である（48頁）。

第二章では、1931年の満州事変以後「準戦時体制」に入った日本が急速にファシズム化するなかで、多くの国民が「国益」のためという理由で戦争容認に傾斜し、民間女性団体の「転向」が始まったと指摘する。満州事変後も婦選大会では「ファシズム反対」を決議するなど軍国主義批判の声もあったが、1936年以降には戦時体制に引き込まれていき、無産政党の中にも戦争支持が強まる。一方戦争反対の進歩勢力は逮捕投獄されて反ファシズムの統一戦線形成は困難となり、官製の国策協力女性団体が100万人単位で組織されていったことを指摘する。

第三章は、1937年の日中全面戦争開始以降1941年の米英に対する宣戦布告に至る時期を日本における戦時体制の確立期ととらえ、日独伊のファシズム枢軸とこれに対抗する反ファシズム連合との第二次世界大戦のもとで、大日本国防婦人会、愛国婦人会、大日本聯合婦人会という三つの官製女性団体を中心に、婦選獲得同盟などの民間女性団体も含めて国民精神総動員

運動や大政翼賛会などへの動員が強化されていく過程を「転向」の加速とみている。「市川房枝の『転向』」という項では婦選運動もできなくなった状況のなかで葛藤した彼女が、戦争に協力することで女性の政治的権利獲得の道を拓こうとする幻想を抱いたと分析している。

第四章は、1941年から1945年に至る太平洋戦争期を「日本的ファシズム独裁体制」の確立期ととらえている。重点を置いているのは第二節の「戦時の女性政策とその実施」である。女性の結婚奨励、人口増加を目的とする「産めよ増やせよ」政策とその根底に存在した優生思想を取り上げ、「戦時体制下の女性の結婚・出産政策は、女性の人権に対する国家の侵害であり、女性の肉体と心に大きな傷を負わせた」（214頁）と指摘する（日本国内の女性団体を研究対象としているので、「慰安婦」問題を省略したと注記）。同時に「戦時の女子労働政策」について戦争による男子労働力の不足を補うものとして女性の生産労働への動員がすすめられたことを詳しく取り上げ、こうした日本政府の女子労働政策は「産めよ増やせよ」の人口政策とは矛盾するものであったと指摘、日本の侵略戦争は「侵略された国に深刻な災難をもたらすのみならず……日本の女性はさらにそのなかで痛めつけられた」（221頁）と記述している。この矛盾に対し、日本政府が隣組の強化とともに1942年、三つの官製女性団体を統合した大日本婦人会の発足を通じて、2000万人近い女性を組織したことにより、戦時期に「家庭から脱出し……広範な社会生活へ参与した」女性たちを「戦争末期にはまた再び家庭と地域に回帰」させたと集約している（236頁）。

第五章は、日本の戦争遂行を支えた組織としての官製女性団体の分析である。ここではその活動実態だけでなく、その特徴として「軍事性」「政府との一体性」「大衆性」「封建性」の4点

をあげ、「官製女性団体の女性観と女性への期待は伝統的家族制度の限界を少しも超えておらず……儒教的女性観に追随してそれを継承・発揚すると同時に、戦時のファシズム的動員要請を織り交ぜたもの」であること、その活動は結果として日本の戦時体制強化に寄与したとし、女性団体はこの戦争に対する「避けることのできない責任」を負ったと述べている（272頁）。

第六章は、以上の論述から、戦時下日本の民間女性団体の「転向」と官製女性団体の拡大を、「主に制度・思想文化・伝統の三つの面から日本女性がいかにして戦争体制に巻き込まれたか」（273頁）という視点から考察した総括的な章である。「制度」面では近代以降の家庭教育・女子教育をはじめ婦人雑誌や放送・映画までに至る統制により、女性の心も人格もゆがめられ、「自分で考える能力と自覚に乏しく」なり、戦時体制に熱狂的に従ったと指摘している。「思想文化」の面では「歪んだ家族国家観」と「国家母性主義」という二つのイデオロギーによる女性支配の貫徹を取り上げて、特に男権国家としての近代日本国家が植え付けた「男尊女卑」「良妻賢母主義」「母性主義」の女性観が「奇形な『国家母性主義』」（304頁）を生み出した、とする。それは戦時下において「侵略戦争期間全体を貫く唯一の女性観」（314頁）となり、女性の人権が認められないまま「国家への貢献」が称揚された結果、日本の女性をファシズム政策の担い手に「落ちぶれさせる」ことになったというのである。日本特有の条件としての「武士道的精神」の浸透もその一翼を担ったことが付記されている。さらに「伝統的要因」として家父長制に基づく性役割分担と男性支配、日本民族としての集団性、家父長制と結びついた近代天皇制に基づく日本民族の優越性認識等々の要因が、リーダー層の女性を含めて戦争支持に巻き込んでいったと指摘する。

終章は、こうした女性団体の変容過程を五つの論点に集約した「まとめ」である。その主な論点をあげると、最初に近代日本の女性運動出発点となった20世紀初頭には「欧米のブルジョア的進歩思想の影響を受けて生まれた」自由と民主主義、男女平等の思想及び運動と、近代天皇制のもとでの国家主義による女性の思想・行動への抑圧という「二大要因」があったと分析、戦争体制のなかで前者の可能性が後者にとってかわられたこと、さらに戦後も女性差別がなくなっていない日本の現状について「近代日本の女性運動の不徹底」と「日本の女性運動を間違った道に導いた戦争責任がきちんと清算されていないこと」を示していると指摘、その意味で戦時中の女性運動のリーダーたちは彼女たちに指導された日本の女性たちに対して、侵略された国々の民衆に対しても「二重の責任を負っている」としている(368頁)。

この視点は、戦時下の日本女性の「被害」と「加害」の二重の役割についての考察として展開される。著者は、日本の侵略戦争は天皇や一部の軍国主義者が起こしたもので、日本国民は「騙された」のだから「被害者」であるという見方に対し、「被害者」としての女性の戦争体験が重要であることを認めつつ、直接加害行為に参加しなかったとしても、侵略された国と民族に対する道義上の責任を負うべきであると主張する。

終章の最後に提出された「フェミニズムは民族、国家を超えて、反戦、平和の重要な力になりうるか」という問いは、女性史の分野において大きく深い問いである。著者は「このテーマは深く研究し探求する価値がある」として性急に結論を出してはいない。しかし「フェミニズムは女性運動の一つの戦略として……ナショナリズムへの介入の可能性を提供」し、「文化の生産の次元においてその批判力を発揮する」

(381頁)と述べ、「民族・国家・階級を超越する女性たちの『知の共同体』の可能性を示唆する(382頁)。この章の最後は、それが「我々の努力すべき方向」であるということばで結ばれているが、同時にそのためには日本国民が「あの重い歴史に対する能動的な責任」を欠いてはならないというのが著者の立場である。

本書の意義

本書の問題提起が多岐にわたっているためやや長文の紹介になった。本書は「日本」の「戦時下」の「女性団体」についての研究であるが、近代以降の日本の女性史としても一読に値する力作である。

本書の第一の意義は、当初はリベラルであったり無産者の立場を維持していた女性団体が、政府の弾圧や「転向」により押しつぶされていくのと対照的に、政府の意向を受けた「官製女性団体」が肥大化して一般民衆女性を組織、「総力戦体制」のもとで戦争協力に至った過程を詳細に追った点である。同時に「なぜ日本の女性団体は戦争協力に至ったのか？」と問い、近代日本の女性が国家によって制度的社会的に支配され差別されるなかで戦争体制に動員されていった過程を追究した点に特徴がある。

第二の意義は、この点を明らかにするため、本書は1931年から1945年までの「戦時」における女性団体の動向だけではなく、20世紀前半の『青鞥』や「母性保護論争」に見る言説や運動を「日本における女性解放運動の発展の健全さ」を示していると述べ、その傾向は1931年満州事変勃発のころまでは持続していたとみている点である。にもかかわらず、世界恐慌に端を発した不況のもとで生活難からの活路を求める民衆の間に戦争容認志向が強まり、民族的利益という口実で侵略が合理化され、少数の戦争反対派は弾圧されて無産政党や知識人の一部

も戦争容認に傾く過程で、官製女性団体が国策協力を掲げて拡大していったとする。その過程自体は、すでに日本の女性史研究においてもかなり明らかにされているところであるが、本書では日本の近代天皇制国家が女性を無権利状態に押しとどめながら一方で兵力を生み出す性としても兵器を作り出す労働力としても根こそぎ動員を凶ったことを「国家による女性の人権侵害」であると断じた点に注目したい。ここには不正義の侵略戦争が侵略された国の民衆に大きな被害と苦痛をもたらすだけでなく、「加害国」の民衆にも被害をあたえ、日本の女性に「戦争被害」と「戦争責任」の二重の課題をもたらしたという著者の視点が示されている。

では、日本の女性たちはなぜ侵害された自らの権利を主張するのではなく、侵害した側である政府の側につき従っていったのか。著者は、官製女性団体のなかに「軍事性」「政府との一体性」「大衆性」「封建性」という特性があったとみる。これらの事実についても日本の先行研究でも触れられているが、著者は官製女性団体が「階級、階層、貧富の差及び同一性間の不平等」などが一瞬にして消え去ったかのような「一体性」を演出したことを指摘、その大衆化路線によって庶民女性たちの意欲をかきたてたことをあげ、にもかかわらずその活動は「婦徳」に代表される封建的儒教道徳の範囲に限定されたとして、女性の自主性は全く否定されたとしている。

こうした視点から第三の意義として、当時の女子教育やメディアの役割、思想文化における国家主義的女性観の浸透などとともに、「集団が個人より優先され……権威に対する個人の服従」という「日本の集団主義」が女性団体を支配していたことへの言及があげられる。それは「戦時下の女性が戦争体制づくりに協力した原因の一つであり、民族心理の深層に係る問

題」(334頁)だというのである。制度や政策だけでなく、「伝統」や「心性」の問題まで考察したことは、それが日本民族固有の特性であるかどうかについて議論の余地があると思われるとはいえ、一つの問題提起と言えるだろう。

第四の意義として、「日本の女性が負うべき戦争責任とは何か」という著者の問題意識をあげることができる。すでに述べてきたように、著者は近代以降の日本の女性が一方では女性解放の思想にめざめ、権利を求めて運動を展開していったにもかかわらず、国家権力に弾圧されて戦争動員されていったことを、日本女性の心身におよぶ「痛ましい体験」ととらえるが、同時に侵略国民として他国の民衆に被害を与えた責任を免れるものではないとして、日本の女性は戦争の被害者であり「戦争に責任を負うことはない」という見方を強く批判している。特に強調されているのは、戦後アメリカ占領下にあつて「日本の戦争責任が徹底的に追及されることがなかった」点であり、戦時下女性運動のリーダーであつた人びとの戦争責任が市川房枝の公職追放以外に追及されることがなく自分たちの戦争協力をきちんと反省する姿勢が不十分であつたという点である。このため、「一般の女性を含めた国民が、この戦争に負うべき道義的責任もまた、日本の民衆に広く認識されなかった」(378頁)とする。この指摘は、21世紀の今日、日本政府が中国をはじめとするアジア諸国への侵略戦争と朝鮮植民地化に対する責任を棚上げし、謝罪も補償も拒んでいることへの批判を含んでいる。本書で問われている「女性の戦争責任」がすぐれて現代の政治課題であることを受け止めるべきだと考える。

第五の意義として、この問題を一国レベルの問題としてだけではなく、よりグローバルな「戦争のない平和世界」の構築に女性が果たす役割の問題として提起している点に注目した

い。日本に侵略された歴史を持つ中国の研究者が、戦時中「戦争協力」した日本の女性団体の足跡をたんに告発非難するのではなく、日本の女性が置かれた過酷な差別と支配の実態を踏まえつつ、そこから「被害」と「加害」の二重の役割を負った女性が戦争責任をどう果たすのかを問うという視点は、日本の歴史研究者にとっても大きな示唆に富む提起といっている。日本の研究者からの応答が求められると考えるゆえんである。

むすびにかえて

——日本女性の「戦争責任」とジェンダー視点からの「知の共同体」への模索

はじめに触れたように、本書は「戦時下日本の女性団体」に的を絞った論考であり、原著出版からすでに10数年を経過している。この間に日本国内でも一定の研究が進展していること、国際的にも「戦争と平和」をめぐる「ジェンダー視点」の提起がある程度すすんできたといった事情がある。もちろんそのことは本書の価値を減ずるものではないが、本書の論点を補完する意味を含めて若干の私見を述べたい。紙数の関係で、ここでは著者が問題提起している「なぜ日本の女性団体は戦争を支持したのか」という点と、「日本の女性はどのようにして戦争責任を自覚していくのか」という問いに限定しての「応答」とどめざるを得ないことを寛恕していただきたいと思う。

一つは、本書が主として1930年代以降の愛国婦人会や大日本国防婦人会、大日本聯合婦人会といった「官製女性団体」を中心に取り上げているため、戦時の女性文学者や教育者、評論家など「知識層」とされる女性たちの戦争への向き合い方については、ほとんど言及されなかった点である。そこには、弾圧されながらも戦争反対の意思を貫こうとした少数の女性たちと、

戦争協りに動いた女性たちが存在する。日本女性の「戦争協力」という問題は、こうした社会的影響力を持つ女性たちの言説や行動を抜きに語ることはできない。本書においても前者の立場をとったプロレタリア作家宮本百合子や中国で反戦運動を起こした長谷川テル、反戦を掲げて獄死したキリスト者の明石静枝などが登場する（176頁）。日本の民衆女性が無抵抗のまま戦争動員されたのではなかったという意味で、少数ではあったが1930年代に戦争に反対する活動に参加、無名のまま弾圧に斃れた伊藤千代子など若い女性の存在にも触れてほしかった。

しかし一方では、従軍作家として「皇軍」を賛美する文章を書いた女性作家や、教師として子どもたちに「国のために死ぬ」ことを教えた女性たちも少なからずいた。たとえば雑誌『輝ク』は、昭和初期に『青鞥』後継誌と自負する『女人芸術』の後を受けて1933年から1941年にかけて作家長谷川時雨が中心になって発行されたものであるが、ここに参加した知識層の女性たちが、当初は狭い民族主義ではなく国際的な平和主義を志向していたにもかかわらず、戦争拡大とともに「慰問袋づくり」や「靖国の遺児激励」「従軍作家派遣」などの活動を通じて戦争支持に傾斜していったことは、知られている。

『輝ク』自体は本書のテーマとは別に取り上げられるべき題材であり、本書に言及がないことを欠点とは思わないが、著者が追究しようとする日本女性の「戦争責任」を考えるうえでは触れておく必要があるのではないだろうか。

そこで二つめの論点として、知識層の女性たちが陥った歴史認識の「錯誤」について述べたい。それは日本が中国侵略戦争を拡大していく1930年代に国内には「中国との戦争回避」を求める平和志向があり、それは近衛内閣の「東亜新秩序」構想にはじまって尾崎秀実や三木清

らを含む「東亜共同体論」の提唱に影響を受けていた。本書では、婦人参政権運動のリーダーであった市川房枝の「転向」が取り上げられているが、彼女が推進した婦人時局研究会には、三木清をはじめ「東亜共同体」構想を語る講師が複数招かれている。この「東亜共同体論」は近衛内閣瓦解とともに「白色人種からのアジア解放をめざす聖戦」として戦争正当化の論理にすり替えられ、1941年対米英宣戦布告以後東南アジアを含む「大東亜共栄圏」構想になっていった（尾崎秀実はソ連のスパイとされて逮捕され死刑に処せられた）。「アジア解放をめざす戦争」という誤りは戦後の今も克服されているとは言えず、「戦争責任」の自覚を妨げる一つの「つまずきの石」にもなっている。

評者が研究する平塚らいてうも、戦時中抗日戦争を理解できず、『輝ク』誌上で日本の傀儡政権である汪兆銘政権支持発言をするが、それは「中国と戦争したくない」という平和志向と「アジア人のアジア」建設という幻想＝錯誤の結果であった。なお、らいてうが戦後、日本女性として戦争を阻止できなかったことを「愧じる」と発言、自らの誤りを自覚して「戦争責任」を果たそうとしたかは、評者の研究テーマであるが、ここでは触れない。

最後に三つめの論点として著者が提起している「日本女性の『被害』と『加害』の二重の役割」について私見を述べたい。著者は日本女性の「戦争協力」を批判するだけでなく、無権利で差別され戦争に反対できなかった日本の女性の受けた戦争被害との関係でとらえることを提唱している。その論理はまだ十分熟しているとは言えないが、それはむしろ日本の研究者が取り組むべき課題だと思う。これまで日本の議論のなかでは、ややもすると「被害体験だけではなく、加害の事実認識の自覚が必要」とする、いわば並列的なとらえかたが多かったのではな

いか。しかし日本女性の「被害体験」は、戦後も長く語るができない事情のもとにおかれていた。「被爆体験」はアメリカ占領下のプレスコードにより、また被爆者自身が差別や不安にさいなまれて長い間、自ら語ることもできなかった。この点は、沖縄戦では日本軍に強要された「集団自決」を、「満蒙開拓団」では、ソ連軍による「性的凌辱」を被った体験を語るができなかった事実とも共通している。それを乗り越えて戦争体験を語り始めるのは、自分自身の「人間としての尊厳の権利」を自覚する過程を経てからである。戦争体験の悲惨さを語ることによって、じつは自国が他の国の人びとに与えた「加害」の事実を「わがこと」として受け止め「責任」を自覚していく、そのような双方向的認識が「被害」と「加害」認識の深化をもたらすのではないか、というのが評者の立場である。それは、日本政府が東京大空襲をはじめとする自国の国民の戦争被害を「受忍」せよとして放置していること、未だに侵略戦争の加害責任を明確に謝罪しようとしないうちに二重に阻害されている。著者が提起した「被害と加害の二重の役割」とは、このような内容をはらむ重要な提起であると、評者は考えている。そしてそれは、すぐれて日本女性の、いや日本国民全体の現状を批判し変えていく意思と運動の課題にはかならない。

著者は、フェミニズムは「民族・国家・階級を超越する女性たちの『知の共同体』」構築の可能性を問う。「被害」と「加害」の問題をあたらしい連帯の途に発展させようとする著者に共感し、いささか書評の範囲を超えたことを許していただきたい。

（胡澎著／莊巖訳『戦時体制下日本の女性団体』こぶし書房、2018年6月、415 + vi 頁、定価4,200円 + 税）

（よねだ・さよこ 女性史研究者）